

『学校施設整備指針の改訂について』のポイント

文教施設企画部施設企画課

【改訂の概要】

- 事故防止対策を推進するため、「学校施設整備指針」の安全対策関連規定を充実
- 昨年6月に発生した小学校における天窓からの転落事故等を踏まえ、文部科学省において有識者会議*を開催し取りまとめた報告書に基づき改訂**

* 会議名称：学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議(主査 辻村哲夫 近大姫路大学教育学部長)

** 今回は幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の5種類全ての整備指針について改訂を実施

学校施設整備指針：教育内容、教育方法等の多様化など今日的な課題も含め、学校教育を円滑に進める上で必要となる施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項について、学校種ごとに示したガイドライン

【改訂のポイント】

第1章 総則

- ・ 事故の危険性を内包する箇所は、特に安全性を重視した計画・設計を行う
- ・ 構造的な欠陥はもとより、児童生徒等が予測しにくい危険を十分に除去する など

第2章 施設計画 第3章 平面計画

- ・ 防犯だけでなく、事故防止の観点からも死角等が生じない計画とする など

第4章 各室計画

- ・ 吹き抜け等に面した階段では墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずる。また、廊下の突き当たり部は、衝突事故防止に配慮した計画とする
- ・ 屋内運動場の上部を観覧席などとして計画するときは、行われる活動内容等に応じ、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図る など

第5章 詳細設計

- ・ 人が乗ることを想定していない天窓は、防護柵や落下防護ネットを設置するなど、墜落事故防止に十分配慮した計画とする
- ・ 転落のおそれの窓は墜落防止等のため、手すりを安全な高さに設けること、開口幅を制限すること、または、同等の安全性を確保する
- ・ 階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせる

など

第6章 屋外計画

- ・ 朝礼台や金属のポール等はカバーを設置する等衝突防止に配慮した計画とする など

第7章 構造設計 第8章 設備設計

- ・ 誤っての接触や教材・教具等の衝突による事故防止に十分留意して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画することが重要である など